

田布施町経営継続支援給付金 Q&A 集（2020年9月10日版）

申請前に該当か非該当かの確認をお願いします。

Q1	申請者の住所は事業所の住所を記入するのですか。
A1	事業所の住所、電話番号を記入してください。
Q2	法人及び個人の主な事業の種類はどのように記入するのですか。
A2	日本標準産業分類一覧の分類などを参考にして記入してください。 例）農業、設備工事業、食品製造業、電気業、運輸サービス業、不動産取引業など 上記定義に当てはめることが難しい場合（音楽教室や学習塾の講師、イラストレーターなど）は、具体的な職種を記載しても構いません。
Q3	パート、アルバイトも従業員に該当しますか。
A3	労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を「常時使用する従業員」とします。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断してください。なお、会社役員及び個人事業者は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。
Q4	複数の事業所（同一事業）や事業所の部門別で申請することは可能ですか。
A4	1 事業者分として見なされるため、個々に申請することはできません。
Q5	別事業の代表取締役で2つの肩書きがある場合、それぞれ申請することは可能ですか。
A5	代表者が同じ事業者は、同一事業者として見なされるため、個々に申請することはできません。50%以上の株式を保有する場合も同一事業者と見なします。
Q6	事業所を共同経営している場合の取り扱いはどのようになりますか。
A6	両者各々が事業主として確定申告していれば、両者とも対象となります。共通の帳簿を使用している場合は、売上げの区分けや比率が明確に分けることができなければ認められません。
Q7	移動販売等の店舗を有しない場合も対象となりますか。
A7	田布施町内に住所がある場合は、自宅兼事務所とみなし対象となります。
Q8	法人の経営者ですが、住民票は田布施町外で、店舗は田布施町内です。申請は可能ですか。
A8	申請は可能です。
Q9	個人事業主ですが、住民票は田布施町外で、店舗は田布施町内です。申請は可能ですか。
A9	申請は可能です。
Q10	個人事業主ですが、住民票は田布施町内で、店舗は田布施町外です。申請は可能ですか。
A10	町内に店舗・事務所・事業所を有することが要件となりますので、申請はできません。
Q11	フリーランスも対象となりますか。
A11	対象となりますが、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入の場合は、A16、A17 や申請要領等に従って申請を行う必要があります。
Q12	副業も対象となりますか。
A12	確定申告において事業収入がある場合や、A16 の場合は対象となりますが、A17 にご留意ください。

Q13	国の持続化給付金、県、他市町村の補助金等との重複申請は可能ですか。
A13	国の持続化給付金との重複申請は可能ですが、新型コロナウイルス対策に関わる田布施町の他の地域支援対策との重複申請は申請要領等で確認してください。他市町村との重複申請は、各市町村でご確認ください。
Q14	本給付金は、課税の対象になりますか。
A14	課税の対象となります。
Q15	営業売上高とは何を指しますか。
A15	確定申告書類において、事業収入として計上されるものです。法人は、確定申告書（法人税法第二条第一項三十一号）別表一における「売上金額」欄、個人は、確定申告書（所得税法第二条第一項三十七号）第一表における「収入金額等」の「事業」欄に記載される額と同様の考え方によるものとしていますので、法人と個人の区分は必ずご確認ください。また、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における売上（収入）金額または収支内訳書における収入金額が異なる場合には、売上（収入）金額または収支内訳書における収入金額を用いることができます。
Q16	業務委託契約に基づいた収入が、雑所得・給与所得として計上されているのですが、どのようになりますか。
A16	見目が雑所得・給与所得で、実質は主たる事業収入のものを証明するためには、令和元年の確定申告書第一表における「収入金額等」の「給与」または「雑その他」欄に記載されるものと、支払いを証明する書類に記載されている額と整合がとる必要がありますので、提出された添付書類で判断します。なお、「給与」または「雑その他」の両方に事業活動からの収入が計上されている場合には、両者を合算（ただし、事業活動以外からの収入は差し引く）して年間の業務委託契約等収入とします。
Q17	前年売上高の平均が200,000円を超えていないと、その他の要件をクリアしていても申請はできないのですか。
A17	その場合は給付の対象外となります。申請後、確定申告書類や売上高確認表から、200,000円を超えていないことが判明した場合、給付金の不交付決定のお知らせをします。なお、副業や業務委託契約に基づいた収入の場合、主たる収入である雇用契約による給与収入等を含めて事業収入とすることはできません。
Q18	白色申告を行っている場合、月ごとの事業収入が確認できません。売上高集計表にどのように記入するのですか。
A18	白色申告を行っている場合、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合等、月次の事業収入を確認できないことから、合計額のみを記入することにより、確定申告書類の事業収入合計額と同額であるかを判断します。ただし、前年同月比で20%以上減少しているかを確認できる前年と今年の売上台帳の写し等は必要となります。
Q19	新規創業とはいつ創業したことになりますか。
A19	令和2年以降に創業された方は給付の対象外となります。令和元年9月から12月までの創業が新規創業となります。その場合、前年同月との売上高を比較することができないため、創業月から令和元年12月までのいずれか月と令和2年4月から8月の任意の月の売上高と比較して20%以上減少しているかで判断します。（新規創業特例）仮に、令和元年8月に創業した場合は、前年と今年の8月のみの比較となります。新規創業特例を採用しないようご注意ください。また、前年売上高の平均は、創業月から令和元年12月までの売上高の平均が200,000円を超えていることをご確認ください。